

相談無料

障害に関する相談は…

「大津町障害者相談支援センター」へ

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に専門員が応じ、情報提供や解決に向けての対応などを行います。

また毎月第2・4火曜日には手話通訳を設置しています。

事業内容

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導など）
- 社会生活力を高めるための支援
- 権利の擁護のために必要な援助
- 専門機関への紹介

利用時間

午前8時30分～午後5時30分 ※土日祝日、年末年始は休み。

問い合わせ

町障害者相談支援センター
 (町地域包括支援センター内)
 ☎ (292) 0114
 ファクス (292) 1234



相談支援専門員：河瀬悠美子さん(左)、河野光輝さん(右)

福祉のお知らせ箱 開けてみました

障害者福祉についてのよくある質問

Q 身体障害者手帳1級を持っていますが、医療費の助成はありますか？

A 重度の心身障害者が医療を容易に受けられるように、「重度心身障害者医療費助成制度」があります。この制度は、健康保険適用の医療を受けた場合、その自己負担額の一部を助成するものです。健康保険適用の訪問介護や柔道整復師、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術料も対象です。

●対象者

- ・身体障害者手帳1～2級
- ・療育手帳A1～A2
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・福祉手当受給者相当

●自己負担額（医療機関ごと）

入院 月額2,040円 通院 月額1,020円

(注意) 所得による制限があります。健康保険給付対象者の医療費・施術料の一部負担金が対象です。

Q うつ病のため、現在通院治療中ですが、医療費の助成はありますか？

A 「自立支援医療費（精神通院医療）制度」があります。

精神障害（てんかんを含む）で通院中の人がこの制度を利用すると、医療費に対する自己負担分が総医療費の最大1割となります。給付の対象となる医療費は健康保険による給付の残額で、本人またはその扶養義務者の負担能力（所得）に応じての負担となります。

この制度を利用する場合は、事前に申請し、菊池保健所から交付される「自立支援医療受給者証」を指定医療機関に提出する必要があります。

問い合わせ

役場健康福祉課 福祉係
 ☎ (293) 3510

大津町ふくしガイドブック

福祉の制度を簡単に紹介した「大津町ふくしガイドブック」ができました。障害者福祉、低所得者福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、高齢者地域支援・介護予防、介護保険、教育関係などを分かりやすく掲載しています。

役場健康福祉課で配布しています。



第2期大津町障がい福祉計画

大津町では、平成19年3月に「大津町障害者基本計画」及び「第1期大津町障害福祉計画」を策定し、障害のある人がライフステージにおいて必要とするサービスを計画的に整備することにより、「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」に向けた取り組みを進めてきました。平成21年3月に策定した「第2期大津町障がい福祉計画」は、平成23年度の目標に至る中間段階として、第1期の実施状況も踏まえたものです。



わがまち大好き!犬作戦!

～大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画～

この「地域福祉計画」（大津町）と「地域福祉活動計画」（大津町社会福祉協議会）は、大津町での地域福祉（地域支え合い）を進めるための方策をまとめたものです。

役場と社会福祉協議会が協働するとともに、住民とのパートナーシップで大津町をより住みよい町としていくことを目的としています。

この計画をもとに、区を単位とし、福祉を主点とした住民主体の活動を推進します。今年度は3区程度を小地域福祉活動推進地区として指定し、住民座談会を通じて活動を支援します。



※「大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を実践するための「大津町地域福祉推進マニュアル」（平成21年3月改訂版）もあります！

※「大津ふくしガイドブック」「第2期大津町障がい福祉計画」「わがまち大好き犬作戦」は町のホームページに掲載しています。

町中心部に地域活動支援センター「アンパ」がオープン!

魅力ある商店街づくりを推進するための「活いき商店街事業」を利用して、役場前に、地域活動支援センター「アンパ」がオープンしました。

地域活動支援センターは、障害のある人に、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行う場です。「アンパ」では、パンの製造販売・喫茶を行っています。

